

大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第6条」に、「第8条・第9条」を「第7条・第8条」に、「第10条」を「第9条」に、「第11条・第12条」を「第10条」に、「玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等」を「近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等」に、「第13条－第15条」を「第11条－第16条」に、「第16条」を「第17条」に改める。

第1条中「玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）を有しない簡易宿所営業の施設（第5条第6号ただし書の適用を受ける簡易宿所営業の施設に限る。以下「玄関帳場等を有しない施設」という。）」を「旅館業の施設」に、「玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者（玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業）」を「営業者（旅館業）」に、「簡易宿所営業者等」を「営業者等」に改める。

第3条の見出しを「(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に改め、同条中第1号を削り、同条第2号中ウを削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「玄関帳場等の」を「玄関帳場を有する場合における当該玄関帳場の」に改め、同号ウ中「、1.8メートル以上の長さを有し、かつ」を削り、同号中エを削り、同号オ中「玄関帳場等」を「玄関帳場」に改め、同号中オをエとし、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 玄関帳場を有する場合には、旅館業の施設の出入口の付近に、事故が発生したときその他の緊急時に対応する者（以下「事故等対応者」という。）の氏名及び電話番号並びに当該施設が旅館業の施設である旨の表示がされていること。ただ

し、事故が発生したときその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

第3条中第4号を次のように改める。

(4) 玄関帳場を有しない場合における宿泊者の確認を適切に行うための設備の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること

イ 宿泊施設の出入口の付近に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設及び客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口の付近に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

第3条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条第10号カ中「第8号キ」を「第5号キ」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第11号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第4条を削る。

第5条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、同条第4号中「第3条各号（第1号及び第3号から第7号まで）」を「前条各号（第2号）」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号中ア及びイを削

り、ウをアとし、エをイとし、同号を同条第3号とし、同条第6号中「宿泊者等との面談に」を「玄関帳場を有する場合には、当該玄関帳場は宿泊者等との面談に」に、「玄関帳場等を有すること。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満であつて、次の基準に適合する場合は、この限りでない。」を「ものであること」に改め、アからカまでを削り、同号を同条第4号とし、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(善良の風俗を保持すべき地域における旅館・ホテル営業等の施設の構造設備の基準等)」に改め、同条中「第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号」を「第1条第1項第8号及び第2項第7号」に、「前3条」を「前2条」に改め、同条第4号及び第5号中「玄関帳場等」を「玄関帳場」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗濯場及び物干場を有すること」に改め、各号を削り、同条を第6条とする。

第2章第2節中第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1号の表中「ホテル営業及び旅館営業」を「ホテル・旅館営業」に改め、「和室にあつては」及び「、洋室にあつては4.5平方メートル」を削り、第2章第3節中同条を第9条とする。

第2章第4節中第11条を第10条とし、第12条を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等が講ずべき措置等

第13条の見出しを「(小規模な施設において旅館業を営もうとする者等が講ずべき措置)」に改め、同条第1項中「玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者が」を「総客室の延べ面積が33平方メートル未満である施設において旅館業を営もうとする者が」に、「当該簡易宿所営業に」を「当該旅館業に」に、「又は簡易宿所営業」を「又は簡易宿所営業(総客室の延べ面積が33平方メートル未満で

ある施設において営むものに限る。)」に、「から玄関帳場等」を「から玄関帳場」に、「を玄関帳場等」を「を玄関帳場」に、「当該簡易宿所営業の」を「当該旅館業の」に改め、「ための説明会又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）を実施する」及び「、当該説明会等を実施した日時」を削り、同項第1号中「玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者」を「営業者等」に改め、同項第2号中「簡易宿所営業」を「旅館業」に改め、同条第2項中「より実施する説明会等」を「よる周知」に改め、同条中第3項を削り、第3章中同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（緊急時等における営業者の対応）

第11条 営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 営業者（下宿営業を営む者を除く。第13条及び第14条において同じ。）は、旅館業の施設の出入口の付近に、近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号の表示を行わなければならない。ただし、玄関帳場を有する旅館業の施設について、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「簡易宿所営業者等」を「営業者等」に改め、同項第1号中「第13条」を「第11条から第14条まで」に改め、同条第2項及び第3項中「簡易宿所営業者等」を「営業者等」に改め、第3章中同条を第16条とする。

第14条の見出しを「(旅館業の施設への立入調査等)」に改め、同条第1項中「宿泊施設若しくは管理事務室」を「旅館業の施設」に、「前条」を「第11条から前条まで」に改め、同条第2項中「宿泊施設に立ち入る」を「旅館業の施設に立ち入る」に、「宿泊施設において簡易宿所営業を営む者及び当該宿泊施設に宿泊している者」を「施設の営業者（客室に立ち入る場合にあつては、当該施設の営業者及び当該客室に宿泊している者）」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(玄関帳場を有する施設に係る営業者が講ずべき措置)

第13条 玄関帳場を有する施設に係る営業者は、第11条第1項の規定による対応その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成しなければならない。

(玄関帳場を有しない施設に係る営業者が講ずべき措置)

第14条 玄関帳場を有しない施設に係る営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること
 - ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法
 - イ 廃棄物の処理方法
 - ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること
 - エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）
- (2) 客室に注意事項を記載した書類を備え置くこと
- (3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること
- (4) 第11条第1項の規定による対応、前3号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること
- (5) 宿泊施設が存する建物に宿泊施設以外の部分が存する場合にあっては、当該建物の出入口の付近に当該宿泊施設が旅館業の施設である旨を表示すること

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施されたこの条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等

に関する条例第12条第1項の規定による周知に相当する周知は、同項の規定により行われた周知とみなす。

(大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部改正)

3 大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第8条第1項第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

旅館業法等の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定め、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準等を改めるとともに、旅館業の施設の近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等が講ずべき措置等を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市旅館業法の施行等に関する条例 (抄)

目次

第1章 省 略

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準 (第3条 - 第7条)
第6条

第2節 社会教育に関する施設等 (第8条・第9条)
第7条 第8条

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準 (第10条)
第9条

第4節 その他の事項 (第11条・第12条)
第10条

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等 (第13条 - 第15条)
近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等 第11条
第16条

第4章 雑則 (第16条)
第17条

附則

(趣 旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、玄関帳場その他これに類する設備（以下旅館業

「玄関帳場等」という。）を有しない簡易宿所営業の施設（第5条第6号ただし書の適用を受ける簡易宿所営業の施設に限る。以下「玄関帳場等を有しない施設」という。）の近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者
営業者

（玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者を含む。第3章において旅館業

「簡易宿所営業者等」という。）が講ずべき措置等を定めるものとする。
営業者等

(ホテル営業 の施設の構造設備の基準)

旅館・ホテル営業

第3条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第11号の条
第8号

例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 洋式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1以上であること

(2) 客室の構造設備は、次の基準に適合すること

(1)

ア-イ 省略

ウ 洋式の構造設備による客室は、冷水及び温水の給水設備が設けられていること

(3) 玄関帳場等 の構造設備は、次の基準に適合すること

(2) 玄関帳場を有する場合における当該玄関帳場

ア-イ 省略

ウ 受付台は、1.8メートル以上の長さを有し、かつ、事務を行うのに適した広さを有し、
宿泊者等と施設の従事者が直接面談できる構造であること

エ 客室の鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられていること

オ 玄関帳場等及びその周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなるようなカ

エ 玄関帳場

ーテン、囲いその他の設備が設けられていないこと

(3) 玄関帳場を有する場合には、旅館業の施設の出入口の付近に、事故が発生したときその他の緊急時に対応する者（以下「事故等対応者」という。）の氏名及び電話番号並びに当該施設が旅館業の施設である旨の表示がされていること。ただし、事故が発生したときその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

(4) 宿泊者等が自由に出入りできる玄関を有すること

(4) 玄関帳場を有しない場合における宿泊者の確認を適切に行うための設備の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること

イ 宿泊施設の出入口の付近に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設及び客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口の付近に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

(5) 次の基準に適合するロビーを有すること

ア 玄関帳場等に面した位置に設けられていること

イ 宿泊者等の需要を満たすことができる適当な広さであること

ウ 宿泊者等が自由に出入りできる構造であること

(6) 宿泊者の需要を満たすことができる広さの食堂を有すること

(7) ロビー又は食堂の利用者の用に供するための共同用の便所を有すること

(8) - (9) 省 略

(5) (6)

(10) シャワー室の構造設備は、次の基準に適合すること

(7)

ア - オ 省 略

カ 第 8 号キ及びサに掲げる基準
第 5 号

(11) - (14) 省 略

(8) (11)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 4 条 令第 1 条第 2 項第 10 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館営業の施設が、他の営業の用に供する施設と明確に区画された構造であること

(2) 和式の構造設備による客室の数が客室の総数の 2 分の 1 以上であること

(3) 前条各号（第 1 号、第 3 号ウ及びエ並びに第 4 号から第 7 号までを除く。）の基準に適合する構造設備であること

(4) ロビー又は食堂を有する場合には、前条第 7 号の基準に適合する構造設備であること

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第 5 条 令第 1 条第 3 項第 7 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

第 4 条 第 2 項

(1) 省 略

(2) 1 客室の床面積は、4.9 平方メートル以上であること。ただし、総客室の延べ面積が 33 平

方メートル未満の場合は、この限りでない。

(3) 簡易宿所営業の施設（第6号アに規定する管理事務室を有する簡易宿所営業の施設にあっては、当該管理事務室を除く。）が、他の営業の用に供する施設と明確に区画された構造であること

(4) 第3条各号（第1号及び第3号から第7号までを除く。）の基準に適合する構造設備であること
(2) 前条 第2号

ること
(5) 階層式寝台を有する場合における当該階層式寝台の構造設備は、次の基準に適合すること
(3)

ア 寝台は、他の寝台から見通すことができない構造又は設備を有すること

イ 寝台は、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上であること

ウ-エ 省略

ア イ

(6) 玄関帳場を有する場合には、当該玄関帳場は宿泊者等との面談に適する玄関帳場等を有するものである
(4)

ること。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満であって、次の基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に宿泊者等との面談及び法第6条第1項の宿泊者名簿への記載を行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること

イ 宿泊施設の出入口に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 宿泊施設及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設及び管理事務室の出入口に隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び管理事務室が簡易宿所営業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

(善良の風俗を保持すべき地域におけるホテル営業 等の施設の構造設備の基準等)
旅館・ホテル営業

第6条 法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲110メートルの区域内における令第1条
第5条

第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前3条に
第8号及び 第7号 前2条

定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)-(3) 省 略

(4) 駐車場から玄関帳場等を経由せず、直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でない
玄関帳場

こと

(5) 客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の
設備であって玄関帳場等での面接を妨げるものを有しないこと
玄関帳場

(6)-(7) 省 略

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第7条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおり
第6条 第3項 宿泊者の需要を満たすことが

とする。

できる適当な規模の洗濯場及び物干場を有すること

(1) 客室の数は、5室以上であること

(2) 1客室の床面積は、4.9平方メートル以上であること

(3) 下宿営業の施設が、他の営業の用に供する施設と明確に区画された構造であること

(4) 客室は、それぞれ押し入れを有すること

(5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗濯場及び物干場を有すること

第8条 - 第9条 省 略

第7条 第8条

(法第4条第2項の基準)

第10条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

第9条

(1) 1客室の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞ
れ同表の右欄に定める面積以上であること

営業の種別	面積
ホテル営業及び旅館営業 ホテル・旅館営業	和室にあつては3.3平方メートル、洋室にあつては4.5平方メートル
省 略	省 略

(2) - (11) 省 略

(法第5条第3号の条例で定める事由)

第11条 省 略

第10条

(宿泊者名簿の保存)

第12条 営業者は、法第6条第1項の宿泊者名簿を同項に規定する事項を記載した日から3年間保存しなければならない。

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等

(緊急時等における営業者の対応)

第11条 営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 営業者（下宿営業を営む者を除く。第13条及び第14条において同じ。）は、旅館業の施設の出入口の付近に、近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号の表示を行わなければならない。ただし、玄関帳場を有する旅館業の施設について、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

(玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置)
小規模な 旅館業 営もうとする

第13条 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする

第12条 総客室の延べ面積が33平方メートル未満である旅館業

る者が当該簡易宿所営業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするとき又は簡易宿所旅館業

営業（総客室の延べ面積が33平方メートル未満である施設において営むものに限る。）に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場等を廃止して当該施設玄関帳場

を玄関帳場等を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該簡易玄関帳場旅館

宿所営業の施設の近隣住民に周知するための説明会又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）業

を実施するとともに、当該周知の方法、当該説明会等を実施した日時その他市長が定める事項

を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

は、その名称及び代表者の氏名)

- (2) 簡易宿所営業の施設の名称及び所在地
旅館業

- (3) - (5) 省 略

- 2 前項の規定により実施する説明会等は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行
よる周知

わなければならない。

- 3 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者は、次に掲げる措置を講じなければ
ならない。

- (1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項
（以下「注意事項」という。）を説明すること

ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用
方法を含む。）

- (2) 宿泊施設に注意事項を記載した書類を備え置くこと

- (3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、
当該行為を中止するよう求めること

- (4) 近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦
情等に対し適切に対応すること

- (5) 前各号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべ
き事項を記載した手引書を作成すること

- (6) 宿泊施設が存する建物の出入口の付近に当該宿泊施設が簡易宿所営業の施設である旨を表
示すること

(玄関帳場を有する施設に係る営業者が講ずべき措置)

第13条 玄関帳場を有する施設に係る営業者は、第11条第1項の規定による対応その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成しなければならない。

(玄関帳場を有しない施設に係る営業者が講ずべき措置)

第14条 玄関帳場を有しない施設に係る営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項

(以下「注意事項」という。)を説明すること

ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法(防火、防災設備の使用
方法を含む。)

(2) 客室に注意事項を記載した書類を備え置くこと

(3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、
当該行為を中止するよう求めること

(4) 第11条第1項の規定による対応、前3号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活
を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること

(5) 宿泊施設が存する建物に宿泊施設以外の部分が存する場合にあっては、当該建物の出入口
の付近に当該宿泊施設が旅館業の施設である旨を表示すること

(玄関帳場等を有しない施設への立入調査等)

旅館業の

第14条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、宿泊施設若しくは管

第15条

旅館業の施設

理事務室に立ち入り、前条 に規定する措置の実施状況について調査させ、又は
第11条から前条まで

関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問(以下「調査等」という。)を行う職員は、現に宿泊

者の宿泊の用に供している宿泊施設 に立ち入るときは、あらかじめ、当該宿泊施設にお
旅館業の施設 施設の営業者

いて簡易宿所営業を営む者及び当該宿泊施設に宿泊している者 の承諾
(客室に立ち入る場合にあっては、当該施設の営業者及び当該客室に宿泊している者)

を得なければならない。

3 省 略

(勧告及び公表)

第15条 市長は、簡易宿所営業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該簡易宿所営業

第16条

営業者等

営業者等

者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第13条 規定する措置を講じないとき
第11条から第14条まで

(2) 省 略

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた簡易宿所営業者等が正当な理由なく当該勧告に従わ
営業者等

ないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた簡易宿所営業者等の氏名及び住所
営業者等

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を公表することがで
きる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき
簡易宿所営業者等にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。
営業者等

(施行の細目)

第16条 省 略

第17条

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（抄）

（周辺住民等への説明）

第3条 省 略

2 前項の施設とは、次に掲げる施設をいう。

(1) - (2) 省 略

(3) 大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）第8条第1項第5号
第7条

及び第6号に掲げる施設